

東京都国際手話普及促進事業 事業内容

1 国際手話講習会受講費助成事業

補助事業者（講習会実施団体）は、修了要件を満たした事業対象者（受講生）に対して、補助金額を助成します。

| 講習会の要件 | 受講生の要件 | 助成金額 |
|--|--|---|
| 1 講習会の実施場所が東京都内 2 リアルタイムの講習会 ※オンサイト、オンラインは不問 ※録画ビデオの上映等は対象外 3 飲食物を提供しない 4 講義が計10回以上 5 総講義時間が20時間以上 | 1 外国文化及びろう文化に理解があり、国際手話の修得に熱意を有する者 2 2025年デフリンピック大会で、国際手話人材やボランティア等、大会運営に参画する意思を有する者 3 東京都内に在住、在勤又は在学する者 ◎受講生が講習会を修了するためには、 <u>8割以上の出席が必須</u> です。 | ①国際手話講習会を既に240時間以上受講している場合 助成率：受講料の全額 上限額：受講生1人当たり年間8万円 ※240時間は連続している必要はありません。 ◎既習歴を証明する書類の提出が必須です。 ②上記①以外 助成率：受講料の1/2 上限額：受講生1人当たり年間4万円 ※複数の団体の講習会を受講しても、1人当たりの上限額は同一です。 |

2 国際手話講習会運営事業

補助事業者（講習会実施団体）に対して、講習会運営に係る経費を一部補助します。

| 対象経費 | 補助金額 |
|--|---|
| 振込手数料、講習会PR及び募集業務等に要する経費等 ※講習会の実施そのものに要する経費（会場費、講師謝礼等）や団体運営に関する経費は補助対象外 | 実際の支出額と基準額を比較し、いずれか少ない額となります。 ◎基準額：3千円×受講生数（延べ人数ではなく実人数） |

※交付申請の際には、本資料と併せて、「東京都国際手話普及促進事業実施要綱」及び「令和5年度東京都国際手話普及促進事業補助金交付要綱」を必ずご一読ください。